

事業再構築補助金申請について



事業再構築

- 新分野展開
- 業態転換
- 事業・業種転換
- 事業再編

又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築。

業種による申請制限はございませんが、**医療法人は補助対象外**（社会医療法人は対象）となっております。

申請の条件と申請までのポイント

事業再構築（新たな分野への事業展開）へ取り組む予定はありますか？

令和3(2021)年2月15日以降に着手したのものについては、**事前着手承認**を受けることで申請可能です。

NO

事業再構築補助金の対象外

YES

2020年4月以降、連続する6ヶ月の内、任意の3ヶ月（連続でなくてOK）の合計売上高が、2019年又は2020年1月～3月の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していますか？※

NO

YES

御社は補助金対象です

※2020年9月以前を対象月とした場合、2020年10月以降売上高が5%以上減少していることを要件とする。売上高に代えて付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）を用いることも可能です。

認定経営革新等支援機関と金融機関とともに要件を満たした事業計画書を策定

YES

申請額が4500万円（補助金額3000万円）を超える

NO

認定経営革新等支援機関と要件を満たした事業計画書を策定

事業再構築補助金申請

認定経営革新等支援機関

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」（現在の「中小企業等経営強化法」）に基づき、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人として中小企業庁が認定した機関。

要件を満たした事業計画書

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上が見込まれることを盛り込んだ事業計画書。

第4回 申請受付開始予定日 11月17日
申請期限 12月21日（火）

さらに年明け以降4回程度の公募を行う予定（内容の変更有）となっております。